



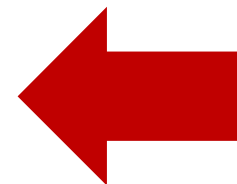
地域脱炭素化促進事業制度について

環境省 大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室



- ・地域脱炭素化促進事業制度の概要
(令和6年法改正事項も含めて)
- ・よくあるご質問・ご要望
- ・トピック：計画間連携について
～建築物再エネ法に基づく促進区域制度との連携～

- ・地域脱炭素化促進事業制度の概要
(令和6年法改正事項も含めて)



- ・よくあるご質問・ご要望

- ・トピック：計画間連携について

～建築物再エネ法に基づく促進区域制度との連携～

「地域脱炭素化促進事業」制度の創設（R4.4.1～）

- 地方自治体における地域の脱炭素化のためには、地域資源である再エネの活用が必要。その際、地域経済の活性化や災害に強い地域づくりなど、地域に裨益する再エネ事業とすることが重要。一方、環境影響等の再エネ事業に伴う地域トラブルも見られるなど、地域における合意形成や環境配慮が課題。
- 令和4年度より、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画制度が拡充し、地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネを活用した「地域脱炭素化促進事業」を推進する仕組みが創設。

地域共生型再エネ（例）

- ・ 適正な環境配慮の確保と、地域の合意形成の推進
- ・ 地域の住民・事業者が、積極的に事業に関与、連携
- ・ 地域経済の活性化、防災などの社会課題の解決に貢献



地域資源を活用した再エネ事業による地域振興



公共施設を活用した再エネ導入

迷惑施設と捉えられる再エネ（例）

- ・ 地域における合意形成が不十分なまま事業に着手
- ・ 安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配慮が不足



傾斜地の崩壊が発生したため、
法肩部分の架台が流出した事例



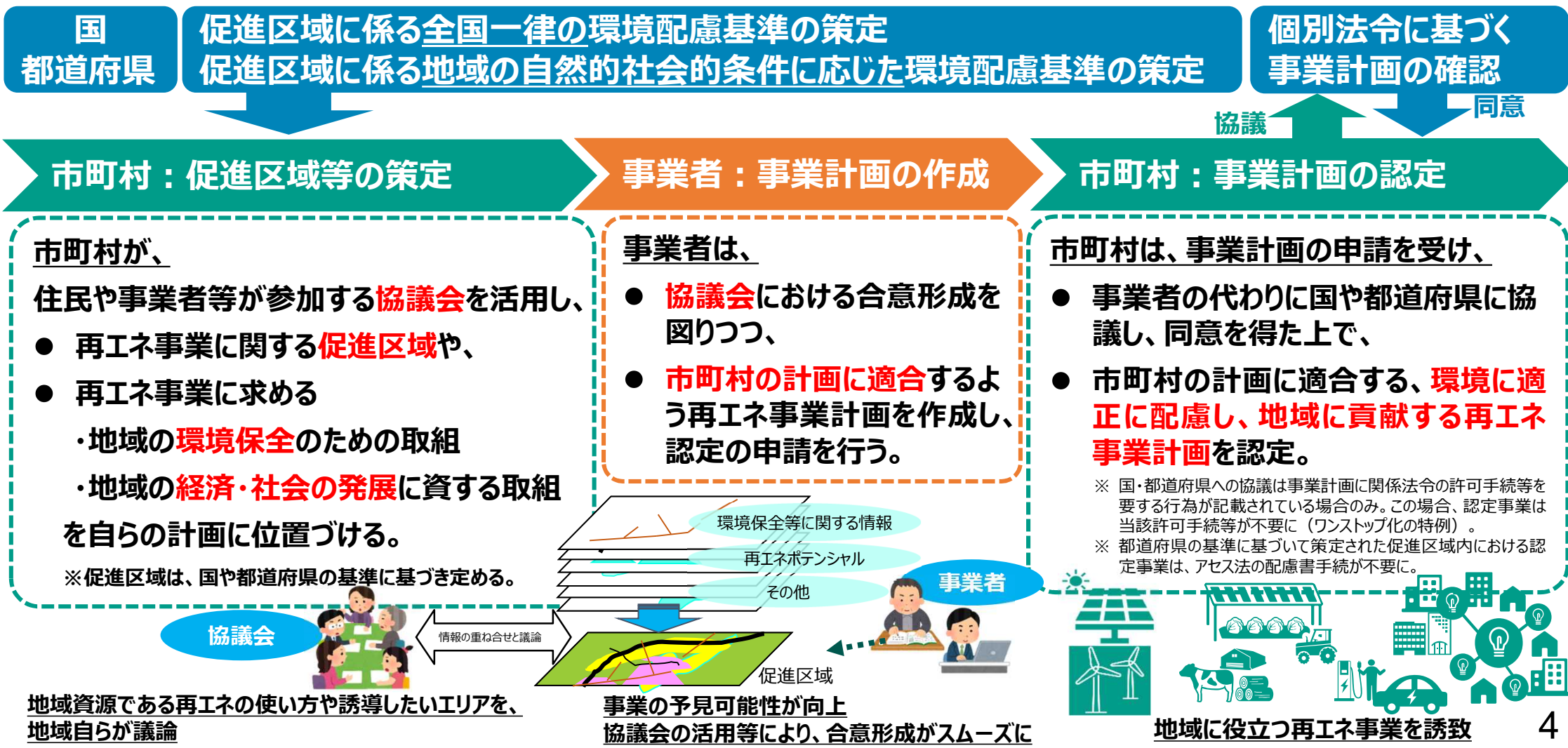
法面保護工が崩れて流出した事例

出典：いずれも、地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2019年版（NEDO）

地域脱炭素化促進事業制度の全体像（～R7.3.31）

- 市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組み。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

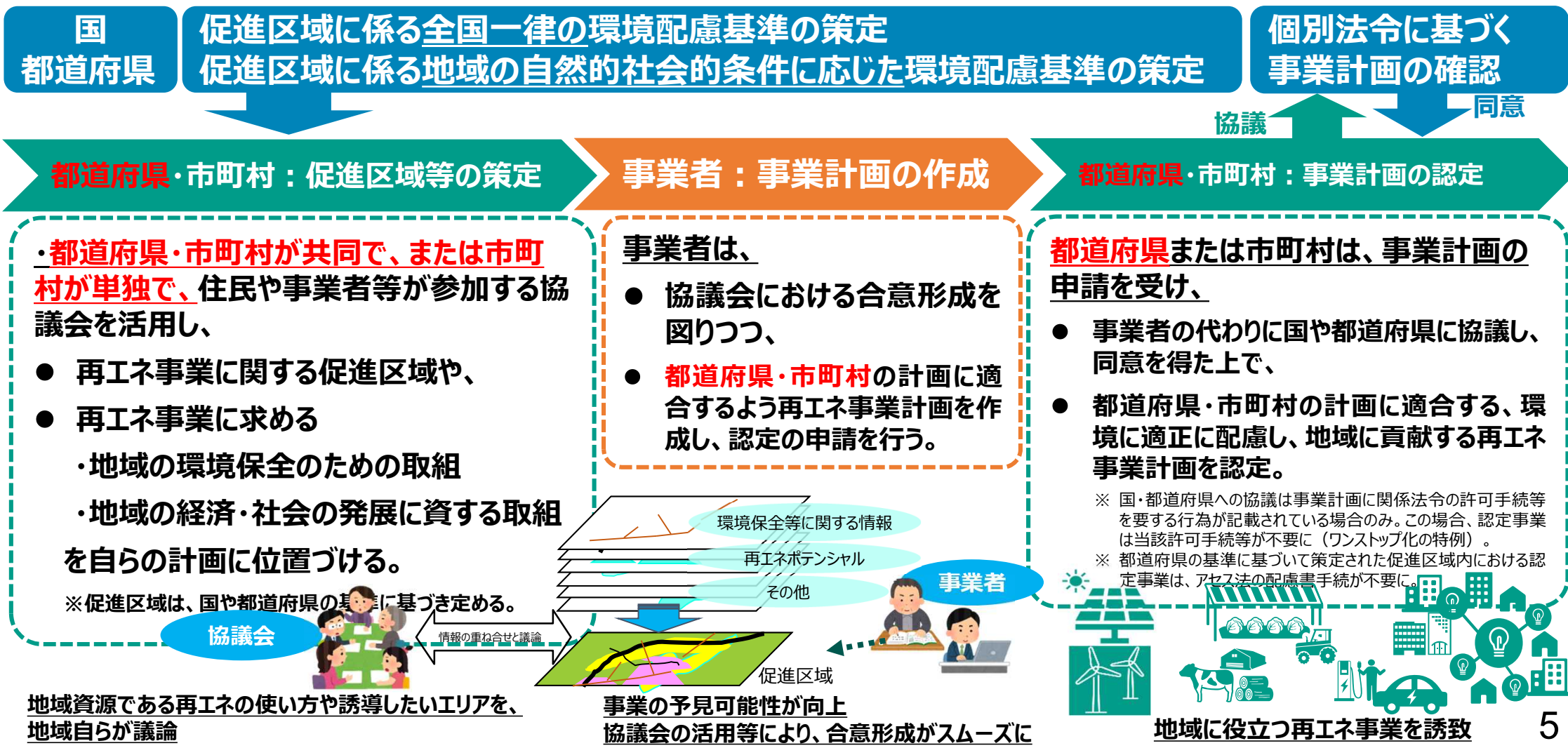
制度全体のイメージ



地域脱炭素化促進事業制度の全体像 (R7.4.1~)

- 市町村が、再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組み。
- 地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを推進。

制度全体のイメージ



現状・課題

各市町村が協議会を経て再エネ促進区域を設定

○促進区域の設定状況：令和4年4月の制度施行後48市町村

<課題 1>

- ・市町村における**人材・専門的知見の不足**
- ・促進区域設定時の**市町村間の調整**



事業者が促進区域内で再エネ等の施設整備を行う地域脱炭素促進「事業計画」を作成



各市町村が協議会を経て事業計画を認定

※認定に当たり許認可手続を一元化（ワンストップ化特例）

○事業計画の認定状況：1件

<課題 2>

- ・複数市町村にわたる事業計画の認定手続が煩雑
 - ◆事業者：各市町村に個別に事業計画認定を申請
 - ◆市町村：事業計画を各市町村が個別に認定

主な改正事項

①都道府県及び市町村が共同して再エネ促進区域等を設定することが可能に

【参考】熊本県による促進区域設定に係る取組

熊本県では、市町村が促進区域を円滑に設定できるよう、県が情報収集、ゾーニングマップ素案作成、協議会の開催等を主導。

②複数市町村にわたる事業計画の認定等について都道府県が処理



▲二以上の市町村にわたる事業例
（秋田県潟上市・秋田市）

③許認可手続のワンストップ特例の対象に盛土規制法に係る許可手続を追加

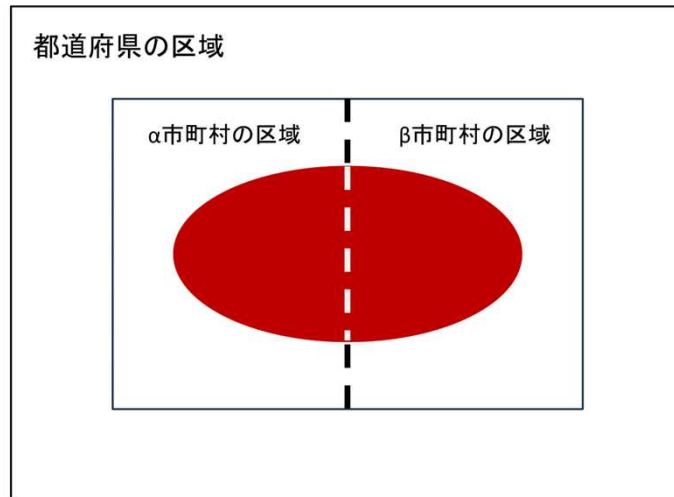
① 都道府県及び市町村による促進区域の共同策定

- 促進区域の設定に、広域自治体たる都道府県が関与することで、市町村間の調整等が円滑に行われ、より広域的な観点から促進区域の設定が行われることを期待し、**都道府県及び市町村による促進区域の共同設定が可能**に。
- 1 の都道府県内での区域設定のみならず、2 以上の都道府県及び域内市町村にまたがる設定も可能に。

＜共同設定を行う都道府県と市町村の組み合わせ例＞

パターン 1 :

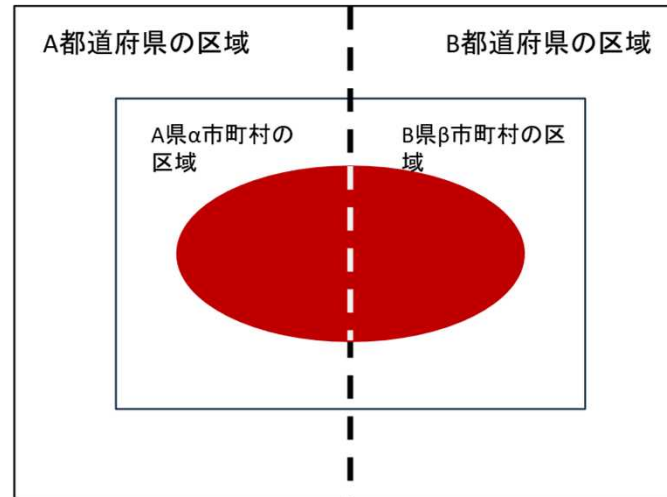
1 つの県と 2 つ以上の市町村



※設定区域は必ずしも市町村境界をまたがなくても良い

パターン 2 :

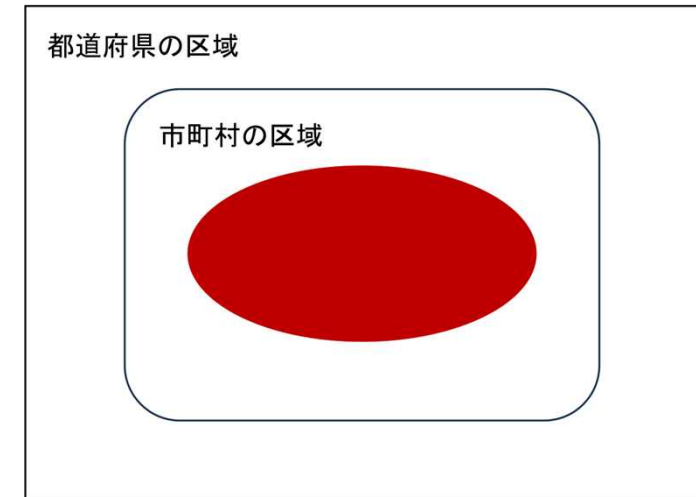
2 つ以上の県と 2 つ以上の市町村



※都道府県とその域内の市町村で共同することが前提

パターン 3 :

1 つの県と 1 つの市町村

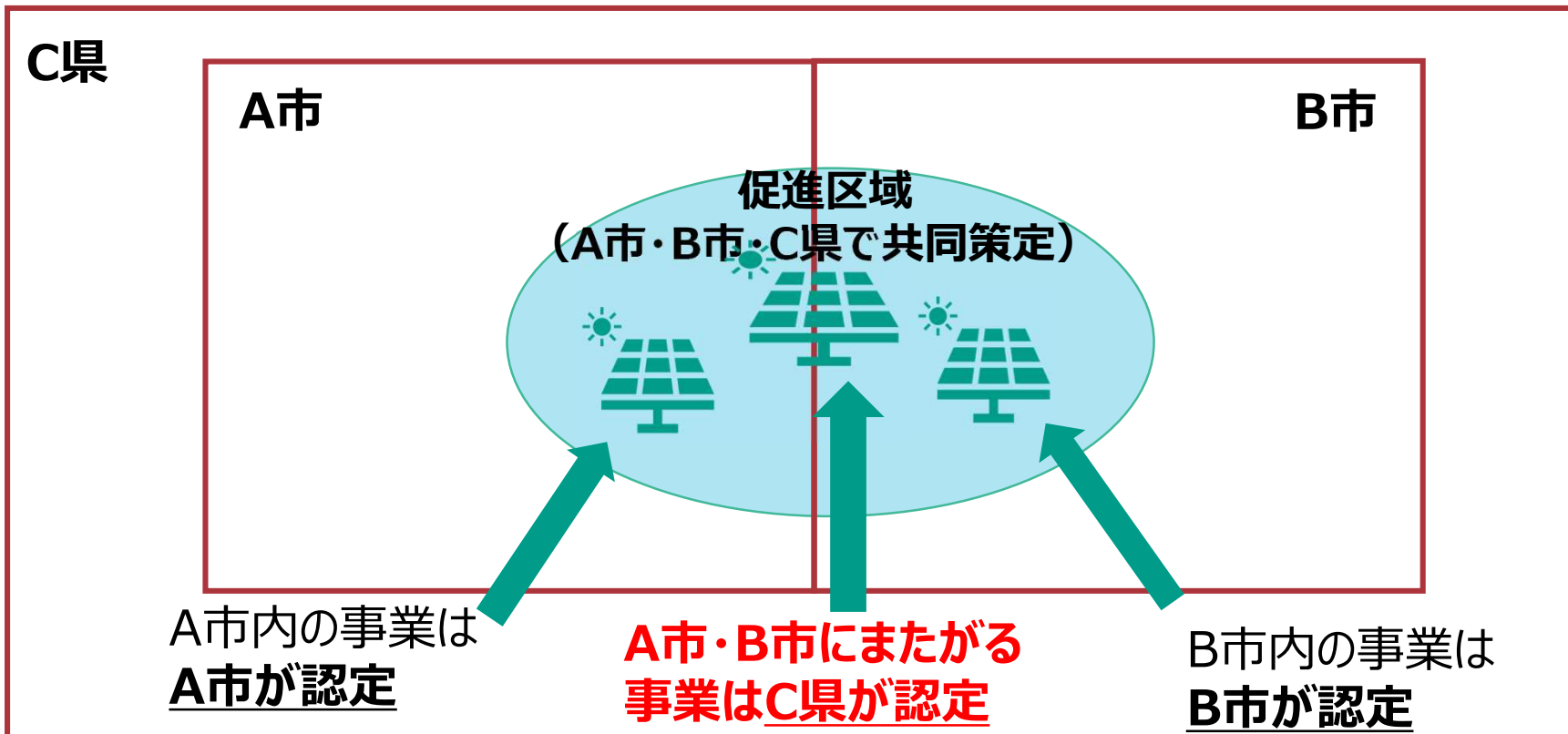


赤色が促進区域
点線が地方公共団体の境界

② 共同策定時の複数市町村にわたる事業計画の認定等

- 都道府県及び市町村が共同して設定した促進区域内においては、複数市町村にまたがる地域脱炭素化促進事業の認定等について都道府県が処理する。
- その場合、事業計画認定におけるワンストップ特例の協議についても都道府県が行うこととなる。
 具体的には・・・都道府県が許認可権限を有している手続は事業計画の認定の際に、併せてそれぞれの許可基準と照らし確認。都道府県が許認可権限を有していない手続については、許認可権者（国・市町村等）に対して都道府県から協議を行い、同意を得る。現行のワンストップ規定を読み替えて適用。

＜都道府県・市町村による促進区域等の共同策定時における認定権者＞



水色が促進区域
赤色が地方公共団体の境界

共同策定規定の創設を踏まえた都道府県の皆様へお願い

- 都道府県には、広域自治体として、都道府県実行計画・区域施策編における導入目標などを意識しながら共同策定しようとする市町村との調整役を担うことを期待しています。

例えば・・・ゾーニングマップの素案作成や協議会の開催等を主導（熊本県）

- 共同設定しようとする市町村への後方支援もありです。

陸上風力発電に係るゾーニング調査

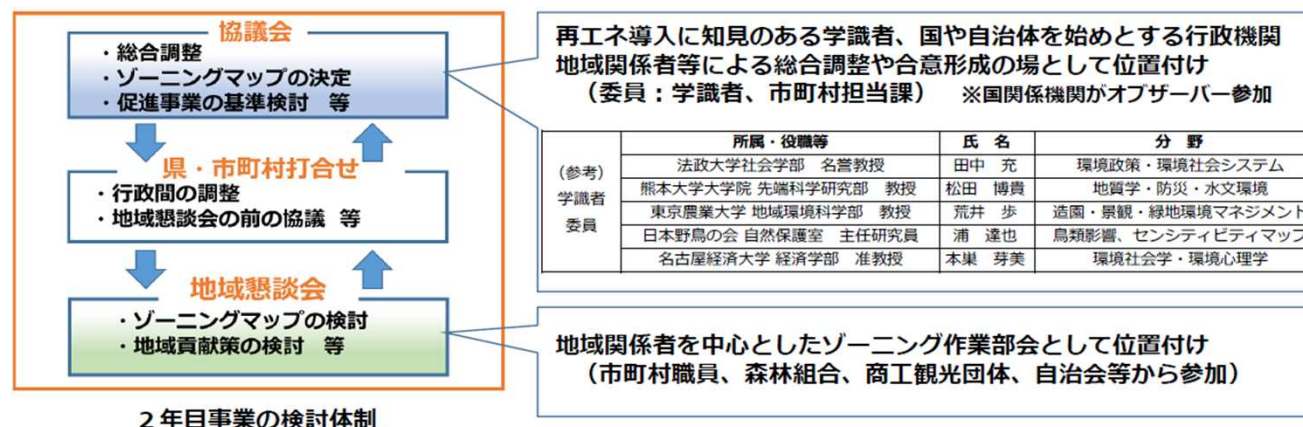
出典：第2回「地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会」資料より抜粋

【1年目】GIS（地理情報システム）上で地図情報の重ね合わせを行い、科学的に評価し、
ゾーニングマップの素案を作成

＜分析する地図情報＞

- ・環境保全に係る情報（貴重な自然の位置、景観への影響、土砂災害の危険性等）
- ・社会的調整に係る情報（集落・住居の位置、法規制地域等）
- ・事業性に係る情報（風況、接道や拡幅可能性、平地の有無、送電線整備状況等）

【2年目】ゾーニングや地域貢献の枠組みについて、ゾーニング、防災、景観、自然環境、
社会受容性等の分野の専門家、行政機関（市町村・県・国）、地域関係者から構成する
意見聴取や合意形成の場を設け、1年目に作成した素案や県基準（案）を精査



③ ワンストップ特例の対象追加：盛土規制法

- 市町村等が認定する地域脱炭素化促進事業について関係許可等の行政手続を一本化する、**ワンストップ化特例の対象に（※）、「宅地造成及び特定盛土等規制法（＝盛土規制法）」の許可手続を追加。**
 ※ 行政手続の効率化を図るものであり、許可要件等が緩和されるものではない。
- 災害の防止等の観点からも重要な**盛土規制法の許可取得を確実にし、事業実施を円滑化。**

	ワンストップ特例の対象となる許認可等手続の概要	
	対象となる行為	許可等権者
温泉法	温泉を湧出させる目的での土地の掘削、湧出路の増掘等	都道府県知事の 許可
森林法	民有林・保安林における土地形質変更等の開発	都道府県知事の 許可
農地法	農地の転用、農用地（農地、採草放牧地）の所有権等の移転	都道府県知事等の 許可
自然公園法	国立公園・国定公園内における工作物の新設、土地形質変更等の開発行為等	環境大臣（国立公園）、都道府県知事（国定公園）の 許可 ※特別地域における行為の場合 又は届出 ※普通地域における行為の場合
河川法	水利使用のために取水した流水を利用する発電（従属発電）のための流水の占用	河川管理者※への 登録 ※国交大臣、都道府県知事又は指定都市の長
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理施設における熱回収施設の設置	都道府県知事等の 認定
	指定区域内（処分場跡地）における土地形質変更	都道府県知事等への 届出
盛土規制法	規制区域内における盛土等	都道府県知事等の 許可

(参考) 盛土規制法の制度概要

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（盛土規制法）

<令和4年5月27日公布、令和5年5月26日施行>

背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害** (令和3年7月)
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検** (令和4年3月)

制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→ 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
(一部の地方公共団体では**条例**を制定して対応)



危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し**、**土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「**盛土規制法**」

※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応。

1. スキマのない規制

規制区域

- ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**

⇒ 市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定

規制対象

- ◆ **規制区域内で行われる盛土等を 都道府県知事等の許可の対象に**
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

3. 責任の所在の明確化

管理責任

- ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有すること**を明確化

監督処分

- ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る

2. 盛土等の安全性の確保

許可基準

- ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**

中間検査 完了検査

- ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、**①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施**

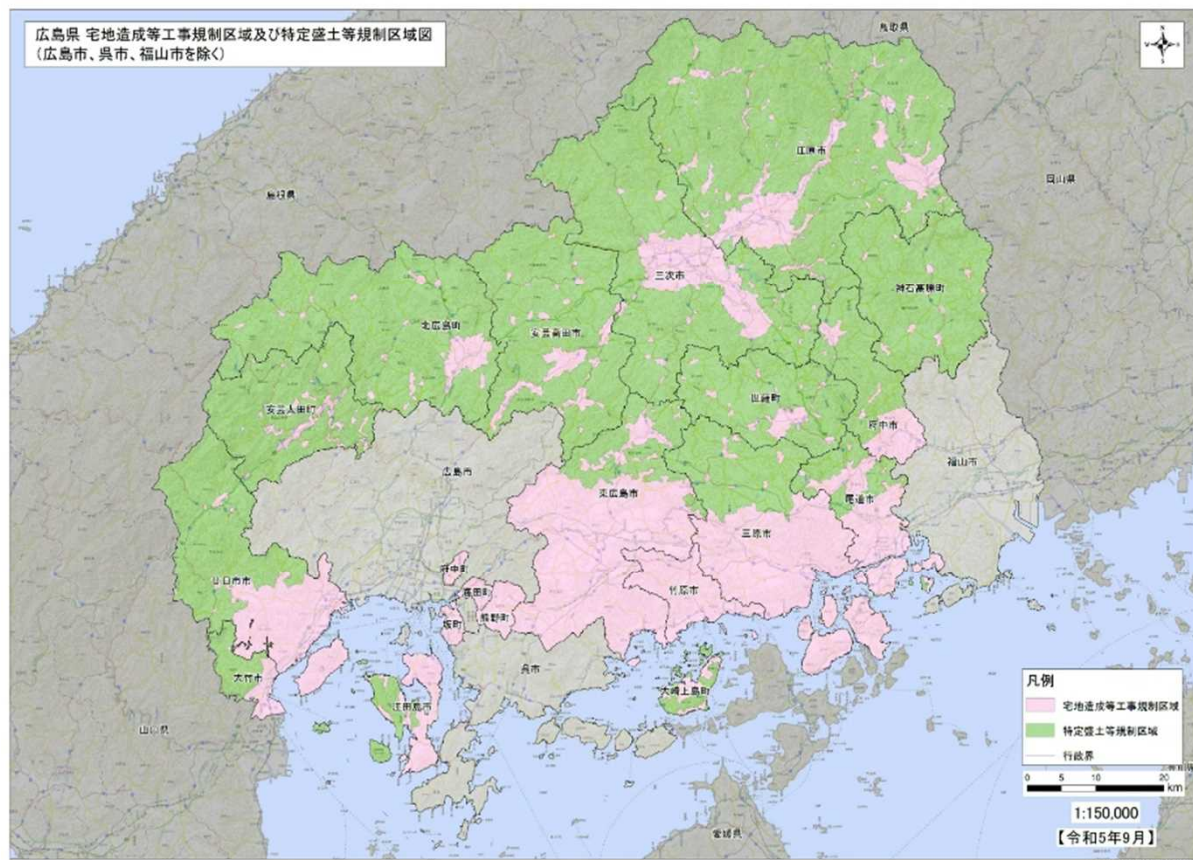
4. 実効性のある罰則の措置

罰則

- ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**

※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

(参考) 盛土規制法に基づく規制区域



広島県：令和5年9月28日指定

＜出典＞広島県．“宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）
の手續きについて”

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokeihatsu.html>

(参照2024-02-01)

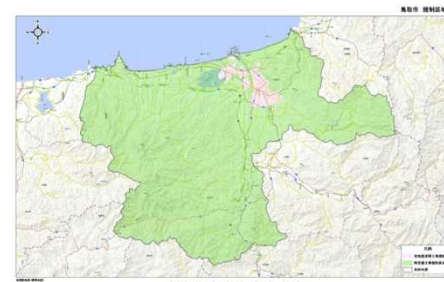


鳥取県：令和5年12月28日指定、令和6年1月1日運用開始

＜出典＞鳥取県．“盛土規制法の規制区域”

<https://www.pref.tottori.lg.jp/313438.htm>

(参照2024-02-01)

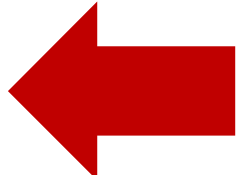


鳥取市：令和6年1月1日指定

＜出典＞鳥取市．“盛土規制法に基づく規制区域の指定について”

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1697184790512/index.html>

(参照2024-02-01)

- ・地域脱炭素化促進事業制度の概要
(令和6年法改正事項も含めて)
- ・よくあるご質問・ご要望 
- ・トピック：計画間連携について
～建築物再エネ法に基づく促進区域制度との連携～



Q1. 制度の何が良いのですか

地域脱炭素化促進事業制度の活用による利点・効果



特に地方公共団体への効果

地元関係者との合意形成

- 適切に設定された区域への再エネ事業の呼び込み（**適地誘導**）は、**地域での合意形成**に大きく貢献。**トラブルの未然防止**に。



地域環境・地域資源の保全

- 環境に配慮した立地誘導を促進し、**環境破壊を回避**。
- **環境配慮要件を事業者に求めることができ、環境共生型事業を実現**。



地域社会・経済への貢献

- 地域貢献要件の設定により、事業者に対して**地元雇用や災害時対応等、地域貢献策を求めることが可能**。



環境保全の意思表示

- 促進区域を設定することで、脱炭素化に積極的な地方公共団体として**アピールすることが可能**。



特に事業者への利点

ワンストップ化の特例の活用

- 複数機関への個別調整が市町村による**一括手続に代替され、簡略化**。

農地法、温泉法、自然公園法、森林法、河川法、廃掃法、**盛土規制法（R7.4.1～）**



環境アセス手続一部省略

- 計画段階環境配慮事項について検討する手続（配慮書手続）が適用されないことによる**迅速化・省力化**。



事業の予見可能性の向上

- 事業候補地における配慮・調整が必要な事項の**見える化**。



農山漁村再エネ法の特例

地域脱炭素化の促進や農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を含む地方公共団体実行計画を定めた場合等に、**農山漁村再エネ法に基づく各種特例の適用が可能**。

酪肉振興法
集約酪農地域内の草地の形質変更

海岸法
海岸保全区域における施設の新設等

漁港漁場整備法
漁港区域内での工作物の建設等

など

その他事業者向けのインセンティブ①

※令和6年3月末時点であり、
今後変更の可能性有り。



■ 環境省補助事業において、促進区域内で実施される再エネ事業に関して、審査における優先採択や加点措置を実施。

○令和5年度(補正予算)／令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設 への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	—	加点措置
民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業	優先採択
	新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 ① 建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業 ② 地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業 ③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業 ⑤ 再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業 ⑥ 熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業	優先採択 優先採択 加点措置 加点措置 加点措置
	離島等における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業 ① 運転制御設備導入支援事業	加点措置
	平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業 ① 直流による建物間融通モデル創出事業 ② TPOモデルによる建物間融通モデル創出事業	加点措置 加点措置
	データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業 ① 地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業 ② 既存データセンターの再エネ導入等による省CO2改修促進事業 ④ 地域再エネの効率的活用にあ資するコンテナ・モジュール型データセンター導入促進事業	加点措置 加点措置 加点措置
	ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 ① 新築建築物のZEB普及促進支援事業 ② 既存建築物のZEB普及促進支援事業	加点措置 加点措置
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業	LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 ① LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業	加点措置
脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業	脱炭素名地域水素サプライチェーン構築事業 ③ 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業	加点措置
「脱炭素×復興まちづくり」推進事業	「脱炭素×復興まちづくり」にあ資する計画策定、導入等補助	加点措置

その他事業者向けのインセンティブ②



市町村向け

■ 新しい地方経済・生活環境創生交付金

地方公共団体が実施する「再エネ導入関連事業（再生可能エネルギーの導入と併せて実施し、地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上に資する取組）」が、地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施される、「地域の環境保全の取組」又は「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」に限る）に位置づけられ、地域再生計画にも定められた事業について、一定の要件を満たした上でデジタル田園都市国家構想交付金に申請された場合は、通常の上限申請数を超えて申請できる弾力措置が適用される。

事業者向け

■ 環境省補助事業の加点、優先採択の実施

地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定める促進区域内で実施する事業に対して、審査における優先採択や加点措置の対象となる優遇措置を実施。

■ 再エネ特措法（FIT・FIP制度）

① 入札における保証金の免除

地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた事業については入札における保証金が免除される。

② 陸上風力発電、バイオマス発電、中小水力発電、地熱発電の地域活用要件における活用

- 小規模な陸上風力発電・バイオマス発電・中小水力発電・地熱発電の認定基準である地域活用要件の一つとして、「当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義（第三者との共同名義含む）の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付けられているもの」との要件があり、当該要件を満たしている案件については、地域一体型の地域活用電源として、FIT制度による支援の対象となる。
- この「地方公共団体の名義の取り決め」には、地方公共団体から認定を受けた、地域脱炭素化促進事業計画も含まれる。

■ ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）

地域振興に資する民間投資を支援するため、都道府県又は市町村が長期の無利子資金を融資する制度である、ふるさと融資制度において、認定地域脱炭素化促進事業については、最も高い融資比率及び融資限度額、雇用要件の特例（都道府県・指定都市「1人以上」）が適用される。

■ 地域未来投資促進法

事業者は、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の申請において、当該計画が地域脱炭素化促進事業の認定を受けている場合、地域脱炭素化促進事業計画の認定書を添付することで、地域脱炭素化促進事業計画と重複する部分の記載を、省略することが可能となる。

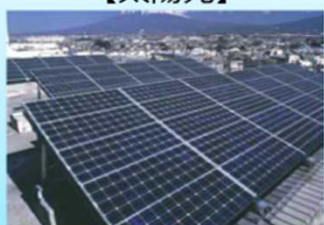
その他事業者向けのインセンティブ③

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

制度概要 【適用期限：令和7年度末まで】

○再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減する。

【太陽光】



【風力】



【中小水力】



【地熱】



【バイオマス】



【課税標準の一覧】

対象設備	発電出力	課税標準（※1）	要件
太陽光発電設備	1,000kW以上	3/4（7/12～11/12）	FIT・FIP認定外 （ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備（※3）または、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備（※4））
	1,000kW未満	2/3（1/2～5/6）	
風力発電設備	20kW以上	2/3（1/2～5/6）	FIT・FIP認定
	20kW未満	3/4（7/12～11/12）	
中小水力発電設備	5,000kW以上	3/4（7/12～11/12）	
	5,000kW未満	1/2（1/3～2/3）	
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2（1/3～2/3）	
	1,000kW未満	2/3（1/2～5/6）	
バイオマス発電設備（2万kW未満）	1万kW以上	2/3（1/2～5/6）（※2）	
	1万kW未満	1/2（1/3～2/3）	

※1 軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用（上表の括弧書の間で設定）

※2 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するものは6/7（11/14～13/14）

※3 グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した1,000kW未満の設備

なお、ペロブスカイト太陽電池を設置するために必要な下地構造部等のうち、償却資産として課税されるものについては、架台として本特例措置の対象に含む

※4 以下①～③のいずれかの補助金等を受けて取得した50kW以上の設備（建築物の屋根及び公有地に設置された設備を除く）

①二酸化炭素排出抑制対策事業費（地域脱炭素移行・再生エ推進交付金及び民間企業等による再生エ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る）

②需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費（需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る）

③株式会社脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投融資



Q 2 . 促進区域だけ設定すれば
良いのですか

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の定め方について



- 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を規定する際は、**法第21条第5項に掲げる、これら全ての事項を規定する必要がある。**

(令和6年6月25日付環地域調発第2406254号環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官通知)

○地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条第5項

市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
- イ 地域の環境の保全のための取組
- ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組



Q 3 . 実行計画区域施策編から
作成しないといけませんか

地方公共団体実行計画（区域施策編）において地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項のみを定める場合について



- **地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定が努力義務とされている、都道府県、政令市、中核市、施行時特例市以外の市町村は、事業提案型の促進区域の設定を行う場合や、都道府県及び市町村が共同して促進区域等の共同策定を行う場合など、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項のみを定めた地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定することも差し支えない。**
- その場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項が、法第21条第3項第1号（再エネ施策）及び第5号（施策目標）を兼ねることとなるが、**法第21条第3項各号に規定するその他の事項を含めて記載を拡充していくよう努めること。**

（令和6年6月25日付環地域調発第2406254号環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官通知）

○「**地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会**」とりまとめ(令和5年8月) 抜粋

③ 地域脱炭素化促進事業制度の強化・合理化

<課題>

- ・促進区域等の設定に当たって、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定が必要である等、前提となる作業が市町村の負担となっており、再エネ導入可能量等を見極めた上で、より実効的な計画を策定するという観点からも、地方公共団体実行計画（区域施策編）の前提となる促進区域設定も考えられるのではないかな。

<対応の方向性>

- ・促進区域設定手続の柔軟性を高めるため、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に先立って、促進区域の設定を可能とする等、制度的な対応を含め、必要な措置を検討する



Q 4 .これまでの制度活用状況が
知りたいです

促進区域の設定状況一覧（令和6年12月末日時点）①



■ 48市町村が促進区域を設定。

地方	都道府県 市町村名	対象となる再エネ種					
		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱利用
北海道	北海道 石狩市	○					
	北海道 当別町	○		○		○	○
	北海道 知内町	○	○				
	北海道 八雲町	○					
	北海道 せたな町	○	○				
	北海道 幕別町	○					
	北海道 釧路町	○					
東北	岩手県 紫波町	○					
	福島県 浪江町	○	○				
関東	栃木県 宇都宮市	○					
	埼玉県 さいたま市	○					
	埼玉県 所沢市	○					
	埼玉県 入間市	○					
	東京都 大島町	○				○	○
	神奈川県 鎌倉市	○					
	神奈川県 小田原市	○					
	神奈川県 厚木市	○					
	長野県 箕輪町	○					
	長野県 南箕輪村	○					
	長野県 宮田村	○					
	長野県 飯綱町	○					

促進区域の設定状況一覧（令和6年12月末日時点）②

地方	都道府県 市町村名	対象となる再エネ種					
		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱利用
北陸	新潟県 長岡市	○					
	富山県 富山市	○					
	富山県 氷見市	○					
	富山県 小矢部市	○					
東海	岐阜県 恵那市	○					
	静岡県 磐田市	○					
	静岡県 函南町	○					
	愛知県 岡崎市	○					
	愛知県 稲沢市	○					
近畿	滋賀県 米原市	○					
	京都府 綾部市	○					
	京都府 京丹後市	○					
	兵庫県 加西市	○					
	奈良県 奈良市	○					
	奈良県 田原本町	○					
	和歌山県 日高川町	○					
中国	島根県 美郷町	○					
	岡山県 瀬戸内市	○					
四国	徳島県 阿南市	○					
	愛媛県 松山市	○					
九州	福岡県 福岡市	○					
	福岡県 うきは市	○				○	
	福岡県 須恵町	○					

促進区域の設定状況一覧（令和6年12月末日時点）③

地方	都道府県 市町村名	対象となる再エネ種					
		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱利用
九州	佐賀県 唐津市	○	○	○		○	
	熊本県 球磨村		○				
	鹿児島県 鹿屋市	○					○
	鹿児島県 霧島市	○					
計		47	5	2	0	4	3

促進区域の設定状況（令和6年12月末日時点）北海道・東北地方



《北海道地方》

北海道石狩市（太陽光）

- ・石狩市中心核における5の公共施設と、太陽光発電の導入可能性調査を実施した25の公共施設

北海道当別町（太陽光、中小水力、バイオマス、 地中熱、雪氷熱、下水熱、バイオマス熱利用）

- ・国及び道の基準において「促進区域に含めることが適切ではない区域（主に農業振興地域、地域森林計画対象森林及び保安林）」を除く区域

北海道知内町（太陽光、風力）

- 風 力：ゾーニングによる促進エリア
- 太陽光：ゾーニングによる促進エリア

北海道八雲町（太陽光）

- ・町有施設群及び町有地（促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（道の答申案）を除く）
- ※事業者からの提案による個々のプロジェクトの予定地は、個別に区域として設定することを含めて検討

北海道せたな町（太陽光、風力）

- 風 力：ゾーニングによる促進エリア及び調整エリア
- 太陽光：ゾーニングによる促進エリア及び調整エリア（ただし、農用地は除く）、町が所有する公共施設の屋根、町が所有する土地、町内の住宅等の屋根

北海道幕別町（太陽光）

- 太陽光（小規模）：公共施設、学校、福祉施設、医療機関、市街化区域用途地域（住居系・商業系区域、工業系区域）※の屋根上設置 ※忠類地区においては市街地
- 太陽光（大規模）：地域森林計画対象外の森林もしくは保安林対象外の町有林

北海道釧路町（太陽光）

- ・「釧路町再エネ導入促進エリア設定ゾーニングマップ」に基づき、小規模太陽光（自家消費型）、大規模太陽光（売電型）の2つに分けてそれぞれ設定

《東北地方》

岩手県紫波町（太陽光）

- ・公共施設、住宅及び住宅以外の建築物の屋根上

福島県浪江町（太陽光、風力）

- ・町が所有する公共施設
- ・請戸地区防災集団移転元地における新産業誘致エリア
- ・浪江駅周辺整備事業計画区域
- ・藤橋産業団地、南産業団地、北産業団地、棚塩産業団地、棚塩RE100産業団地

促進区域の設定状況（令和6年12月末日時点） 関東地方



《関東地方》

栃木県宇都宮市（太陽光）

- ・市街化区域、市街化調整区域の地区計画が活用可能なエリア（電力需要のある敷地内の建物、構造物の屋根面等）、市有施設の屋根面等

埼玉県さいたま市（太陽光）

- ・大宮・さいたま新都心を中心に設定
- ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

埼玉県所沢市（太陽光）

- ・市街化区域
- ※土砂災害警戒区域や県立自然公園、農用地区域、近郊緑地保全区域等は除外
- ※促進区域外であっても促進事業の提案が行われた場合は、優良な農地の維持や森林等の保全に支障がない範囲で個別に検討

埼玉県入間市（太陽光）

- ・市有公共施設
- ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

東京都大島町（太陽光、バイオマス、地中熱）

- ・町を始めとする公有地や公共施設
- ※民間事業者などから事業計画の提案が行われた場合には、地域資源への影響を個別に確認し、事業予定地を促進区域として設定することを検討

神奈川県鎌倉市（太陽光）

- ・市が所有する公共施設（国・県・市の基準に示される区域・事項は除く）
- ※事業提案型等で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

神奈川県小田原市（太陽光）

- ・市街化区域内
- ※急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地、風致地区、生産緑地地区（営農を営むために必要とするものを除く。）、土砂災害特別警戒区域を除く
- ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

神奈川県厚木市（太陽光）

- ・建築物の屋上や屋根及び建物の敷地内の土地
- ※住宅は厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画に定める居住誘導区域内

長野県箕輪町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根
- ・産業団地
- ・町が所有する土地
- ※今後未利用地や駐車場、ため池なども検討

促進区域の設定状況（令和6年12月末日時点） 関東・北陸地方



《関東地方》

長野県南箕輪村（太陽光）

- ・村が所有する公共施設の屋根
 - ・村が所有する土地
 - ・産業団地
- ※未利用地、駐車場、ため池なども今後検討

長野県宮田村（太陽光）

- ・村が所有する公共施設の屋根
- ・村が所有する土地
- ・村内の工業団地
- ・耕作放棄地、未利用地、駐車場など

長野県飯綱町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根
- ・町が所有する土地

《北陸地方》

新潟県長岡市（太陽光）

- ・市が所有する公有地、公共施設
 - ・工業団地、産業団地
 - ・都市計画法第9条第11～13項に基づく準工業・工業・工業専用地域
 - ・長岡市立地適正化計画に定める「まちなか居住区域」等
- ※上記以外の区域で規模の大きい太陽光発電設備導入計画の相談があった場合は、個別に検討

富山県富山市（太陽光）

- ・ゾーニングを実施し、地すべり防止区域や景観まちづくり推進区域など市における「促進区域に含めることが適切でない区域」を除外したエリア

富山県氷見市（太陽光）

- ・宇波地区における遊休地

富山県小矢部市（太陽光）

- ・国及び富山県の基準に基づく「促進区域に含めることが適切でない区域」を除外した区域

促進区域の設定状況（令和6年12月末日時点） 東海・近畿地方



《東海地方》

岐阜県恵那市（太陽光）

- ・住宅の屋根上
- ・住宅以外の建物の屋根上

静岡県磐田市（太陽光）

- ・市の所有施設や未利用地

静岡県函南町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根又は土地
- ※事業者及び町民等から提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能

愛知県岡崎市（太陽光）

- ・建物の屋上や屋根及び自家消費するにあたり建物の敷地内の土地

愛知県稲沢市（太陽光）

- ・公共施設及び公有地

《近畿地方》

滋賀県米原市（太陽光）

- ・米原駅周辺民生施設群の一部

京都府綾部市（太陽光）

- ・公共施設の屋根
- ・公有地
- ・建築物の屋根

京都府京丹後市（太陽光）

- ・いさなご小学校、網野中学校、京丹後市火葬場、峰山中学校、網野南小学校、弥栄小学校、久美浜中学校の建物屋根

兵庫県加西市（太陽光）

- ・市内全域の建築物等の屋根上
- ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

奈良県奈良市（太陽光）

- ・市が保有するすべての公共施設の屋根及び敷地

奈良県田原本町（太陽光）

- ・町が所有する太陽光発電設備が設置可能なすべての公共施設の屋根及び敷地

和歌山県日高川町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根
- ・町が所有する土地

促進区域の設定状況（令和6年12月末日時点）中国・四国地方



《中国地方》

島根県美郷町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根の上
- ・町が所有する土地（未利用地）
- ・農地 ※農地または遊休農地・耕作放棄地へ太陽光発電設備を設置し、パネルの下部または側面などで営農を実施する場合

岡山県瀬戸内市（太陽光）

- ・市内の太陽光発電設備が設置可能な建築物の屋根及び屋上
 - ・公共施設及び市有地
（ただし、「促進区域に含めない区域」は除く）
- ※事業者及び市民等から提案を受け、適切な計画と判断される場合、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能。

《四国地方》

徳島県阿南市（太陽光）

- ・市が所有する公共施設の屋根
 - ・市が所有する土地
- ※事業者及び市民等から提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能

愛媛県松山市（太陽光）

- ・空港周辺地域の一部
- ・島しょ部地域の一部
- ・市が所有する土地（未利用地）

促進区域の設定状況（令和6年12月末日時点）九州地方



《九州地方》

福岡県福岡市（太陽光）

- ・建築物の屋根 ・公共用地

福岡県うきは市（太陽光、バイオマス）

- ・市が所有する公共施設の屋根や余剰空間
- ・市が所有する土地
- ・久留米・うきは工業団地
- ・その他、市が施策推進するために必要と認めるエリア

福岡県須恵町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根
 - ・町が所有する土地
- ※事業者及び町民等からの提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能

佐賀県唐津市（太陽光、風力、中小水力、 バイオマス及びその電力を活用した水素製造も含む）

- ・公共施設、公有地

熊本県球磨村（風力）

- ・杣鼻山、秋払山周辺地域
- ・譲葉牧場、大関山、宮ノ尾山周辺地域（計画中の風力発電の周辺地域）

鹿児島県鹿屋市（太陽光、太陽熱）

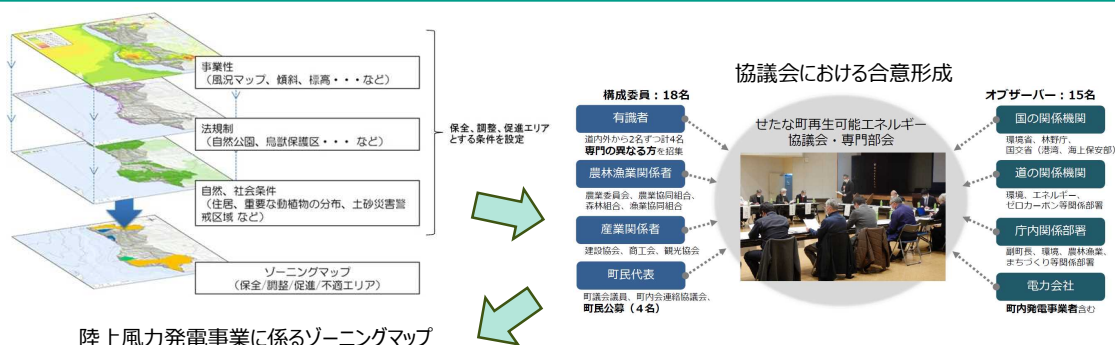
- ・市が所有する公共施設の屋根
 - ・市が所有する土地
- ※事業者及び市民からの提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能

鹿児島県霧島市（太陽光）

- ・市が所有する公共施設の屋根
 - ・市が所有する土地
- ※事業者及び市民等からの提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能

風力発電設備に係る促進区域の設定事例：北海道せたな町様

せたな町では、無秩序な開発を抑制することを目的として、環境保全を優先するエリアと導入が可能なエリアとを明確化。自然環境条件、社会条件、事業性等の調査を踏まえて総合的に評価するとともに、「せたな町地域エネルギービジョン」における導入目標を見据えながら、ゾーニングの結果を促進区域にも反映し、地域での円滑な再エネ事業の導入を図った。



地域脱炭素化促進施設の種類の規模

陸上風力発電事業 350MW程度

地域脱炭素化促進事業の目標

新規運開 5 件 目安約350MW（70MW×5 件）

促進区域

陸上風力発電のゾーニングによる促進エリア及び調整エリア

地域の環境の保全のための取組

騒音、動植物の重要種・注目すべき生息地、景観等の観点から、ゾーニングマップのみでは情報が不足することから、事業計画を具体化する段階で特に配慮が必要となる事項を設定

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

- ①「せたな町地域エネルギービジョン」（令和5年2月）に記載された「具体的な取組」の推進に協力すること。
- ② ①を通じて、特に、地域脱炭素化促進施設から得られた電気の地産・地消の取組や、再エネ基金への寄付による町内の再エネ活用促進の取組を進めること。

地域の環境の保全のための取組記載例～風車の影～

事業計画を具体化する段階では、風車の影の影響については、一般的な調査範囲として採用されている風車（ローター）直径の10 倍の範囲において、周辺の住居、環境保全施設等の分布（窓の有無等）を調査したうえで、採用する風車規模および配置による風車の影の影響を予測・評価し、影響の程度（風車の影がかかる可能性及びその時間等）に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要がある。特に、小倉山、丹羽、東丹羽、若松、宮野、花歌には促進エリアから2 km圏内に住居や環境配慮施設等が密集しており、配慮が必要である。

地域脱炭素化促進事業計画の認定事例：富山県氷見市様

- 富山県氷見市は、市内遊休地を促進区域として設定。
- 市内の地域エネルギー株式会社である氷見ふるさとエネルギー株式会社により、オフサイトPPA方式にて、北陸電力が市内の需要家に供給する地域脱炭素化促進事業計画を申請し、令和5年11月に市が認定。自然環境保全の調和や売電収入の一部を農業用施設の整備へ活用する等といった、地域共生型再エネの導入拡大を図っている。

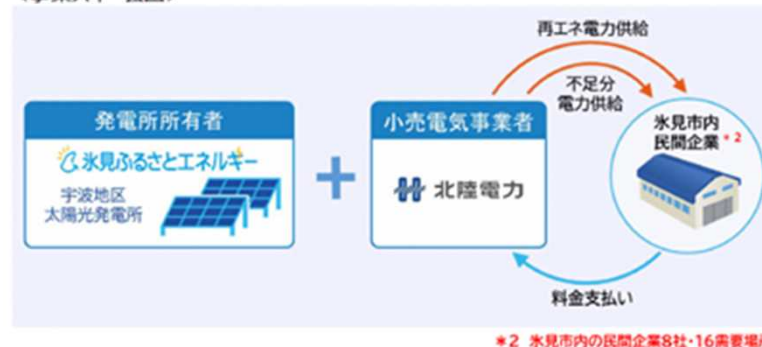
認定地域脱炭素化促進事業者

氷見ふるさとエネルギー株式会社

出資者

氷見市、北陸電力、氷見商工会議所、氷見市観光協会、富山県電気工事工業組合、金融機関（氷見市農業協同組合、北陸銀行、北國銀行、富山第一銀行、富山銀行、氷見伏木信用金庫）

<事業スキーム図>



認定地域脱炭素化促進事業計画の主な内容

○地域脱炭素化促進事業の目標

地域脱炭素化促進事業による温室効果ガスの排出量の削減見込量：1,736t-CO₂/年

○地域脱炭素化促進施設の整備の内容

- ・地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
太陽光発電設備 2,500kW
(想定年間発電量：3,478MWh/年)
- ・運転開始時期：令和7年1月（予定）

○地域の環境の保全のための取組

- (1) 自然環境保全との調和：地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響をおよぼすことがないよう、必要に応じた影響の調査、検討等を行う。
- (2) 景観の保全の維持及び向上：地域住民や有識者から必要に応じ意見を聴取し、景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。
- (3) 安全対策：風雨や地震等による地域脱炭素化促進施設の破損や土砂流出への対策といった安全性の確保等を行うよう必要な措置を講ずるとともに、問題が発生した際には、責任を持って問題の解決を行う。

○地域の脱炭素化のための取組

オフサイトPPA方式にて、北陸電力が氷見市内の需要家（事業所）に供給

○地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

売電収入の一部を活用して、地元の農業用施設（用水路、法面等）の整備への活用を図る。



検討の経過

令和4年6月～ 令和5年1月	氷見市脱炭素化推進協議会にて促進区域の設定等に向けた協議
令和5年3月	氷見市が市内遊休地を促進区域とする地方公共団体実行計画（区域施策編）策定
令和5年8月	氷見ふるさとエネルギー（株）による地域脱炭素化促進事業計画の申請
令和5年11月	氷見市が地域脱炭素化促進事業計画を認定



Q 5 . 促進区域設定の作業負担が
大きいです・・・

資金面の支援：ゾーニング補助金

- 「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」による各種補助メニューの1枠において、**促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援。**

事業概要

※令和3～7年度

※事業内容及び補助要件等は、令和4～6年度予算分のもの

詳細は環境省ウェブページへ (https://www.env.go.jp/policy/post_169.html)

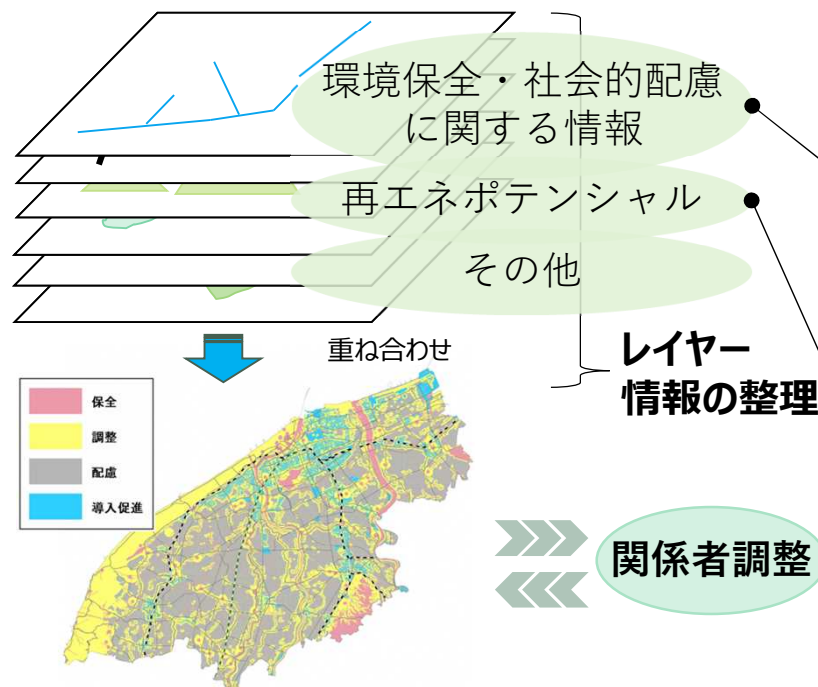
事業内容

➤ ゾーニングに関する情報収集等

- 環境配慮事項、事業性等に係る情報の重ね合わせ
- 地域特有の環境配慮事項の追加的な現地調査

- 既存情報の収集
- 追加的環境調査等の実施
- 有識者、利害関係者、地域住民等の意見聴取
- ゾーニングマップ案の作成

※事業の成果は地方公共団体実行計画（区域施策編）への反映が必須。



出典：新潟市太陽光発電及び陸上風力発電に係るゾーニング報告書（素案）
（令和4年3月 新潟市）

扱う情報

【国の基準】

【都道府県基準】

- ・自然環境保全地域、砂防指定地、学校等

【市町村が考慮すべき事項】

- ・その他環境保全の観点から考慮が必要な事項
- ・社会的配慮の観点から考慮が必要な事項

【再エネポテンシャル】

- ・パネル設置可能面積、風況等

レイヤー情報の整理

関係者調整

補助要件等

- ・交付率：3/4
- ・交付上限：2,500万円
- ・交付対象：地方公共団体
- ・実施期間：～令和7年度

計画づくり支援事業によるゾーニングの実施状況

事業採択年度

■ : 令和3年度 (11自治体)

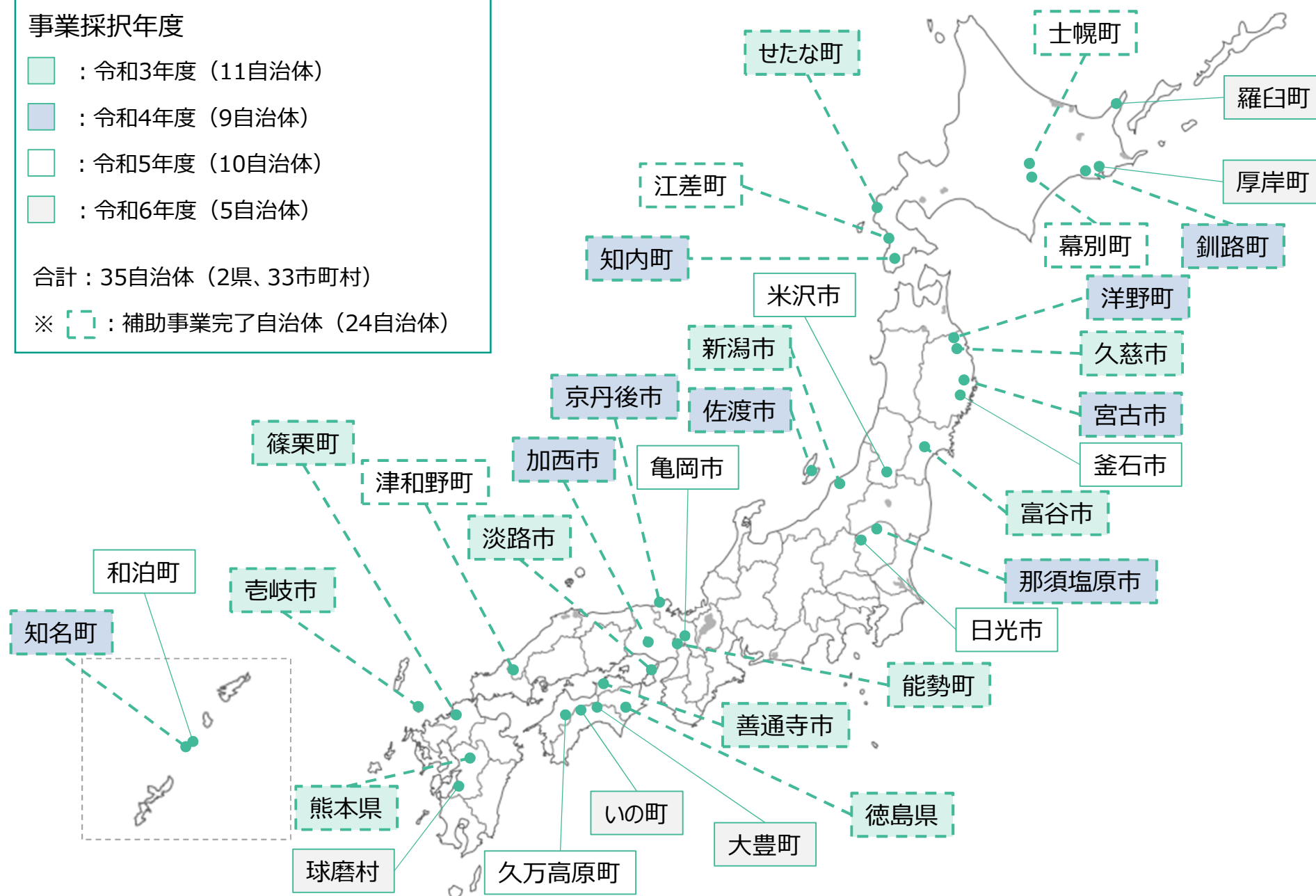
■ : 令和4年度 (9自治体)

□ : 令和5年度 (10自治体)

■ : 令和6年度 (5自治体)

合計 : 35自治体 (2県、33市町村)

※ [] : 補助事業完了自治体 (24自治体)



技術面の支援①：制度ハンドブック・マニュアル

- ひとまず制度概要をつかみたい方向けのハンドブックと、実務者向けマニュアルの両方を整備。
- R7.4.1～制度改正を踏まえたものは3月末目処で公表予定。

☑必要な作業をすぐに把握できる
☑優良事例も紹介

地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第4版）

2024年4月

環境省 地域脱炭素政策調整担当参事官室

0

☑法令に基づく徹底解説
☑各種手続様式モデルも付録

地方公共団体実行計画（区域施策編）
策定・実施マニュアル
（地域脱炭素化促進事業編）

令和6年4月

環 境 省

大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室

掲載箇所

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual5.html

技術面の支援②：再生可能エネルギー情報提供システム「REPOS」

- 「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS：Renewable Energy Potential System）」において、各種情報（ポテンシャルや環境情報等）を重ね合わせ、**促進区域の候補地を検討可能なツールを提供。**
- 任意の区域（≒促進区域の候補地）を指定し、区域内のポテンシャル量等を集計可能。



技術面の支援③：環境アセスメントデータベース「EADAS」

- 再生可能エネルギーに関する情報や、地域の自然環境・社会環境の情報をウェブサイト上のGISシステムで一元的に提供し、再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング等の取り組みや環境アセスメント等の場面における**情報交流・理解促進**を通じて、**合意形成を促進**する。

全国環境情報

- 地域の自然環境に関する情報
(自然公園、重要種の生息情報など)
- 地域の社会環境に関する情報
(土地利用規制の情報など)

再生可能エネルギー情報

- 再生可能エネルギーに関する情報
(風力・太陽光発電所、送電線など)

風力発電の鳥類センシビリティマップ

国立公園等インベントリ整備情報

情報整備モデル地区環境情報



豊富な情報を一元的に収録

環境アセスメント データベース “EADAS”

- ウェブサイト上のGISで閲覧
- パソコン、タブレット、スマートフォンで誰でもアクセス



閲覧・情報の活用

地方公共団体

- ・ 地域特性の把握
- ・ 再生可能エネルギー導入適性の把握

情報交流-理解促進

地域住民・関係者

- ・ 住民、先行利用者、NPOなどの関係者の共通理解の促進

情報交流-理解促進

再エネ事業者等

- ・ 初期の立地調査や現況調査の効率化
- ・ 立地リスクの低減

技術面の支援④：地方公共団体脱炭素取組状況マップ

■ 地方公共団体実行計画の策定・実施状況、及び地域脱炭素化促進事業制度に係る事項の設定状況等について、都道府県別、市区町村別に可視化して脱炭素の取組状況を整理。

全国

事務事業編の策定状況

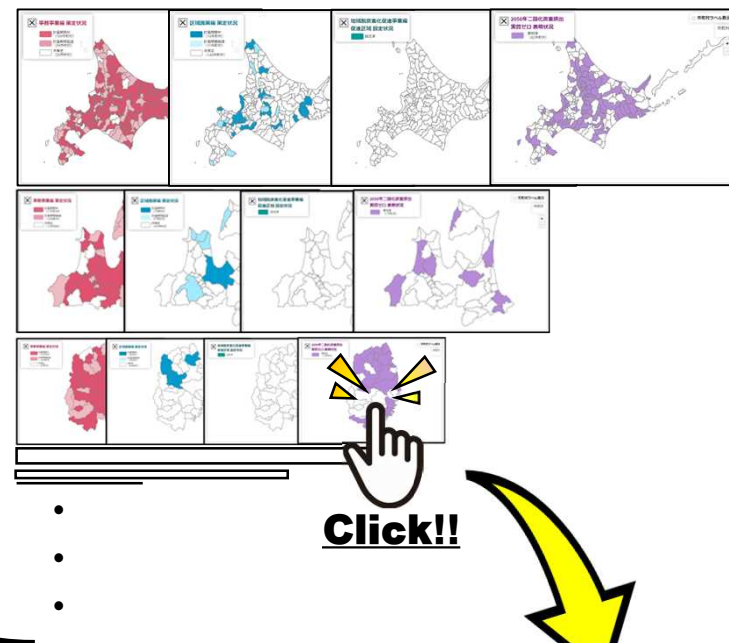
区域施策編の策定状況

Click!!

都道府県

×
47都道府県

+
都道府県の取組状況
を表形式で整理



市町村の取組状況を表形式で整理

市町村

事務事業編

区域施策編

地域脱炭素化促進事業

ゼロカーボンシティ表明

×
1,741市町村

地域脱炭素化促進事業
の策定・設定状況

ゼロカーボンシティ表明状況

■ 脱炭素まちづくりアドバイザー

- 地域脱炭素に取り組む地域を応援するために、**地域脱炭素に関する専門的な知見を有するアドバイザーを地方公共団体に派遣**
- その地域の人材が主体性を発揮して、地域脱炭素の取り組みを前進できるよう、各分野に専門性のあるアドバイザーが助言等を実施
- 派遣形式は**スポット型（現地訪問 1 回 + 事前事後のオンラインMTG）**と**伴走型（現地 2 回 + オンラインMTG 4 回）**の 2 種類

[環境省HP]<https://local-re-jinzai.env.go.jp/advisor/list/>



■ 地域脱炭素ネットワークイベント

- 特に民生部門・産業部門での脱炭素化は民間企業の取り組みにより達成することが不可欠であり、地方公共団体と経験・ノウハウ・知見を有する民間事業者との協働が大切
- 地域脱炭素に取り組みたい**地方公共団体**と、脱炭素に関する豊富な経験等を有する**民間事業者**との間で**人的ネットワークを構築**し、地域脱炭素を推進

脱炭素まちづくりアドバイザー紹介

氏名	稲垣憲治	所属	一般社団法人ローカルグッド創成支援機構
専門領域	地域新電力 脱炭素計画、再エネ計画策定 実施体制構築	居住地域／活動地域	東京在住／全国
派遣形式	スポット型、伴走型		



略歴

- ・文部科学省、東京都庁（主に再エネ、新電力）を経て、脱炭素&地域活性化への思いが高じ、2020年から現職。
- ・これまで自治体の再エネ普及施策企画、地域新電力の設立・運営などに従事。現在は、地域エネルギー事業支援、環境・まちづくり支援に全力で取り組んでいる。環境省、経産省、内閣府の各種検討会等委員、総務省地域力創造アドバイザーなど。著書に「地域新電力-脱炭素で稼ぐまちをつくる方法-」（単著）、「ゼロカーボンシティ」（共著）など。

過去の地方公共団体との関わり

- ・これまで5自治体の脱炭素関係検討会等委員
- ・自治体向け脱炭素研修実施（2022年度～：計6自治体）
- ・環境省自治体向け再エネセミナー、総務省自治体向け脱炭素研修の運営支援（2022年度～）
- ・自治体や地域新電力が中心の団体である（一社）ローカルグッド創成支援機構は、地域新電力を始めとした地域脱炭素事業の支援等を行っています（80会員のうち自治体会員は24です） ※2024年2月時点

一言

- ・地域新電力、再エネ、まちづくりが好きすぎて（？）、2020年に自治体職員から現職に転職しました。脱炭素×まちづくりに思いを持って働かれている方と一緒に仕事ができると嬉しいです。
- ・これまで全国の様々な尊敬する自治体職員の方々とお会いしてきました。この制度を通じて、素敵な方とお会いできるの楽しみにしております。一緒に脱炭素を手段として地域発展を目指しましょう！

参考 URL

京都大学大学院で研究活動中しています（2024年2月時点）。

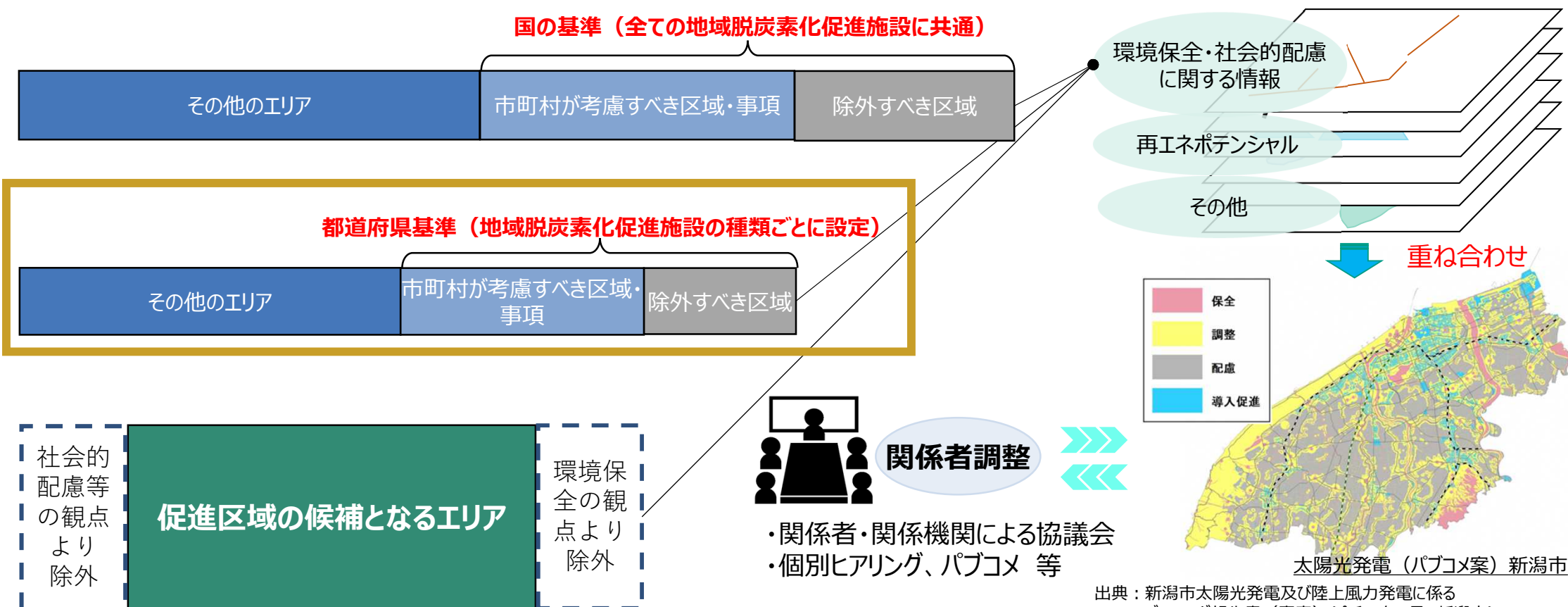
https://www.econ.kyoto-u.ac.jp/renewable_energy/stage2/contents/page0063.html



Q 6 . なんだか都道府県基準が
厳しそうです

「促進区域」の設定の考え方詳細

- 国・都道府県基準、市町村として**環境保全・社会的配慮**が必要なエリア等を踏まえ、関係機関等との調整の上、**促進区域を設定し、市町村の実行計画に位置づけ**。
- **適切に設定された区域への再エネ事業の呼び込み（適地誘導）**は、**地域での合意形成**に大きく貢献。
- 地域の産業動態やインフラのあり方も含め、将来的な絵姿を描きつつ、最新の再エネポテンシャルを踏まえて設定することが理想。



出典：新潟市太陽光発電及び陸上風力発電に係る
ゾーニング報告書（素案）（令和4年3月 新潟市）

都道府県基準の策定状況一覧（令和6年12月末日時点）①

■ 29道府県が都道府県基準を策定。

地方	都道府県名	対象となる再エネ種					
		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱利用
北海道	北海道	○	○	○	○	○	○
東北	岩手県	○	○				
	宮城県	○	○	○	○	○	○
	秋田県	○	○	○			
	福島県	○	○				
関東	茨城県	○	○			○	
	栃木県	○	○	○	○	○	
	群馬県	○					
	埼玉県	○					
	千葉県	○	○				
	神奈川県	○					
	長野県	○					
北陸	富山県	○	○	○		○	
東海	愛知県	○	○				
	三重県	○					
近畿	滋賀県	○					
	京都府	○	○				
	大阪府	○					

都道府県基準の策定状況一覧（令和6年12月末日時点）②

地方	都道府県名	対象となる再エネ種					
		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱利用
中国	岡山県	○	○	○		○	
	広島県	○		○		○	
	山口県	○					
四国	徳島県	○					
	愛媛県	○	○	○		○	
	高知県	○	○	○		○	
九州	福岡県	○	○			○	
	長崎県	○	○				
	熊本県	○	○				
	宮崎県	○	○			○	
	鹿児島県	○	○				
計		29	19	9	3	11	2

都道府県基準に係る留意事項



<都道府県の皆様へ>

- (略) 市町村が地域の実情に応じて、中長期的な地域の最適な土地利用の在り方を含め、望ましい地域共生型再エネの在り方について地域で議論し、合意形成を図ることが重要となる。都道府県基準の設定に当たっては、管内市町村がこうした制度趣旨に沿って促進区域の設定に取り組むことができるよう留意されたい。
- 都道府県基準は、環境省令において定める考え方に基づいて定めることとされている。したがって都道府県基準は、その地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーの利用の促進に関する事項として、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に適正に配慮し、かつ都道府県の再生可能エネルギー導入目標との整合性や再生可能エネルギーの種類毎のポテンシャルを踏まえた上で策定するよう留意されたい。

(令和6年6月25日付環地域調発第2406254号環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官通知)

○地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則

(促進区域の設定に関する都道府県の基準の定め方)

第五条の四 都道府県基準は、次に掲げる事項を旨として定めるものとする。

- 一 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものであること。
- 二 当該都道府県が策定する地方公共団体実行計画に掲げる目標との整合が図られるものであること。
- 三 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーの種類ごとの潜在的な利用可能性を踏まえたものであること。
- 四 国又は地方公共団体等有する情報及び専門家等からの聴取等により得られる客観的かつ科学的な知見に基づくものであること。

<市町村の皆様へ>

- 基準設定を行う都道府県からの意見照会や情報提供依頼等にはぜひともご協力ください。
- 促進区域の設定を行う際は都道府県によくご相談ください。



Q 7 .もっと制度のメリットが増えたら
良いのに・・・

「地域脱炭素化促進事業」制度の今後の展望

- 制度活用状況等を踏まえ今後も改善予定
(地域や事業者に対するインセンティブや、国からの支援の増強にもご期待ください)



地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会とりまとめ（令和6年12月13日）公表

3. 地域脱炭素を加速するための政策の方向性と具体的な取組

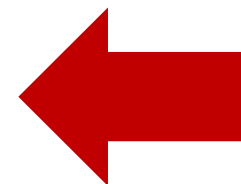
(3) 分野横断的な課題への対応

④地域共生型・地域裨益型の再エネ導入の推進

(施策の方向性と具体の取組)

- 地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域制度について、地域や事業者に対する更なる効果的なインセンティブの付与を検討するなど、促進区域内で実施される再エネ事業を拡大するための仕組みを検討する。その際、再エネの収益の一部を用いて地域に基金を造成し、地域の産業支援や課題解決に活用する等の事例も参考とする。
- 国から地方公共団体に対し、環境影響やゾーニング手法等に関する情報提供を行うこと等により、2024年の地球温暖化対策推進法改正も踏まえつつ、促進区域の案件形成のための積極支援を行う。
- 環境影響評価制度に関し、中央環境審議会において陸上風力発電事業の事業特性を踏まえた効果的・効率的な環境影響評価の在り方についての議論が進められており、当該議論を踏まえ、必要な措置を講じる。
- 上記のインセンティブ付与等を検討した上で、地域の状況も踏まえ、再エネの最大限の導入を図りつつ地域共生の観点から、再エネの新規立地を促進区域内に誘導するための制度的対応についても検討する。

- ・地域脱炭素化促進事業制度の概要
(令和6年法改正事項も含めて)
- ・よくあるご質問・ご要望
- ・トピック：計画間連携について
～建築物再エネ法に基づく促進区域制度との連携～



<他制度の紹介>

建築物省エネ法に基づく建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度について

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当） 付 課長補佐 井波 まどか様



参考：建築物再エネ法に基づく“促進区域”との相違点

	地球温暖化対策推進法に基づく区域	建築物省エネ法に基づく区域
目的	合意形成を図りながら、環境保全と地域裨益型の再エネ導入を促進すること（環境影響等の地域トラブルの防止に主眼）	地域の実情を踏まえた再エネ利用設備の導入を促進すること（ポテンシャルに主眼）
対象	野立て再エネ設備（建築物の屋根置きも可）	建築物に設置する再エネ設備 （設備系統が建築物に接続されたものに限り、敷地内の平置き・カーポート設置も可）
設定事項	・目標 ・促進区域 ・種類及び規模 ・脱炭素化の取組 ・環境の保全の取組 ・経済及び社会の持続的発展の取組	・促進区域の位置及び区域 ・再生可能エネルギー利用設備の種類 ・建築基準法の特例許可の適用を受けるための要件 ・設備設置に関する啓発及び知識の普及に関する事項等
促進区域設定不可	・国基準 ・都道府県基準 ・その他環境の保全・社会的事項	・伝統的建築物群保存地区 ・災害危険区域 ・景観地区 などは、検討・配慮を要する
メリット	・許認可手続き等のワンストップ ・アセス手続きの省力化（都道府県基準あれば） ・農山漁村再エネ法の特例 ・固定資産税の軽減（条件あり）	・建築物の高さ制限、容積率制限、建蔽率制限の特例
義務づけの発生	なし	・市町村の努力義務（建築主等への支援） ・建築主の努力義務（再エネ利用設備の設置） ・建築士から建築主への説明義務